

教育センター通信

～すべての子どものために、支援の中心として～

令和7年12月17日
No. 5
中野区立教育センター
所長 井元 章二

家族一緒に「気分転換」を

所長 井元 章二

日々があわただしく過ぎていきます。

学校にいると、入学式や始業式・終業式、卒業式、運動会・体育祭や学芸会・文化祭といった様々な行事があります。これが変化の節目となっています。学年が一つ上がって上級生として「これから頑張ろう」とか、他学年の発表を見て刺激を受け、気持ち新たに「来年はあの上級生のようになれるよう行動しよう」と目標が見えてきます。学校ではこのように機会を捉えて指導していきます。



私は現在、学校を離れて中野区役所で勤務しています。区役所では、4月に採用や異動の儀式はありますが、それ以降は計画に沿って日々の業務を遂行していきます。長期休業もありませんし季節に応じた行事もなく、気分や気持ちを新たにする機会はありません。職員それぞれが業務を遂行していくだけなので、学校と比べると変化がなく物足りない気持ちになったものです。(今は慣れてしまいました。)

日本には、古来からの伝統行事があります。お正月や桃・端午の節句、七五三など、気持ちを新たにしこれから先の生活を期待したりよりよい成長を願つたりする風習です。この機会に、私たちは今までの自分を振り返り、気分新たに願をかけて変化するきっかけをつくることができます。

まもなく新年を迎えます。1年を振り返る年末、そして新たな年を迎えるお正月は、私たちの気持ちを切り替えるよい機会ともいえます。日々の生活が忙しいあまり変化なく繰り返していくだけになりがちですが、ちょっと一息、家族と一緒に気分転換する機会にしてみてはいかがでしょうか。



子どもが成長する過程では、当然のこと様々な問題に出会います。そのようなとき、教育センターでは、保護者やお子さんに寄り添い一緒に考えながら解決への道を探し支援していきます。変化のきっかけになるかもしれません。早めにご相談ください。

スクールソーシャルワーカー(SSW)

文部科学省は、新しい時代に求められる資質・能力を育む教育の実現や、複雑化・多様化する問題・課題等の解決、子どもと向き合う時間の確保等のために、学校の組織体制を改善しています。その中心は「チーム学校」の構築であり、校長先生のリーダーシップの下、教員に加え、スクールカウンセラー(SC)やスクールソーシャルワーカー(SSW)等の多職種の専門家や地域の人々が、連携・協働して教育活動を展開できる体制を整備するものです。

SSWは、児童・生徒や保護者のニーズを把握し支援を展開するとともに、学校や自治体を始めとする関係機関へ働きかけながら、問題を解決すべく活動する専門職です。

中野区では、10名のSSWが区内を3つの地域に分けて担当し、チームを組み、区内全域で活躍しています。





スクールソーシャルワーカー(SSW)に聞きました

SSWはどのような方なのですか？
どのような相談にのっていますか？

学校生活で困っていることについて、面談や家庭訪問を通してお子さんやご家族の気持ちを聞きながらサポートする福祉の専門職です。福祉サービスに関する情報提供や、他の相談・支援機関との連携も行っています。

学校を休みがちになっているなどの学校生活に関連した困りごとや、その他、「どこに相談したらいいか分からない…」といった場合にも、一緒に相談先を考えたりしています。



スクールソーシャルワーカー(SSW)とスクールカウンセラー(SC)の違いは？

SCは学校に配置され、児童・生徒の心のケアを行う心理の専門職です。お子さんや保護者からの相談に応じ、悩みや抱えている問題の解決に向けてカウンセリングを行います。

SCが個人の内面にあるもの、心の問題に向き合うのに対し、SSWはその人の外側(環境)で起きている問題に向き合います。お子さんがより良い生活を送れるよう、SCとSSWがそれぞれの役割からサポートします。



親が学校に送つていけないとき、登校などは一緒に行ってもらえますか？

登校のサポートについては、お子さんの状況に応じて、ご家庭や学校と相談の上、支援のひとつとして対応することもあります。

ただ、「登校支援」のみを目的としたかわりではなく、お子さん本人にとってどのようなサポートが必要か、その都度、保護者の方とも相談しながら対応を考えていきます。

学校に行っていなくてもいいのですか？
利用方法や費用について教えてください。

現在、SSWが対応している相談には、不登校についての相談も多くあります。

SSWへの相談をご希望される場合は、お子さんが在籍されている学校への申込みが必要となります。担任だけでなく管理職や話しやすい先生など、どなたでも構いませんので、まずは「SSWに相談したい。」とお伝えください。

公的機関ですので、費用はかかりません。

教育相談室など、他の施設も利用しています。依頼する条件はありますか？

他の相談機関や施設の利用があっても、ご相談いただけます。教育センター内の関連施設、相談機関をすでにご利用の場合、ご希望に合わせて情報共有も可能です。

ただし、申込み方法については各部署で異なりますので、SSWに申し込む場合には、上記の通りお子さんの在籍している学校にご相談ください。

親が不在でも、放課後などお世話になることができるのですか？

基本的には、対応の場所や時間帯は、お子さんやご家庭の状況に応じて柔軟に対応しています。ただし、ご家庭への訪問については、お子さんの年齢や学年にかかわらず、原則として保護者の方の在宅をお願いしています。お子さんにとって、安心・安全な環境でサポートできるよう、ご協力をお願いします。

お子さんや保護者の方々の負担がなるべく少なくなるよう、相談しながら支援します。